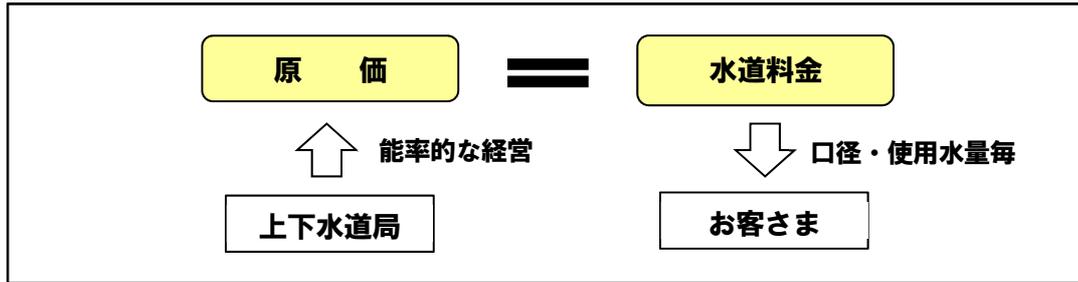


# 水道料金体系について

## (1) 水道料金の考え方

水道料金は、水道事業の運営に必要な原価を算出して、その原価を水道メーターの口径の大きさと使用水量に応じてお客さまに負担していただくように設定しています。(総括原価方式)

原価には、使用量とは関係なく、水道施設を維持するために必要となる維持管理費や支払利息などの**固定費**、使用量の増減に比例して必要となる薬品費や動力費の**変動費**、使用者(需要家)について発生する検針や量水器などの費用である**需要家費**、そして、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持した上で、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められている**資産維持費**があります。



## (2) これまでの料金改定

本市では、水需要の増加等に伴う拡張事業や水源開発のための財源を確保するため、昭和2年の給水開始以来、これまでに21回の料金改定を行ってきました。低廉な生活用水を供給するために、昭和47年に逡増型料金体系、昭和51年に口径別料金体系を導入し、平成8年3月1日に全体平均で14.87%の料金値上げを行っています。

そして、平成29年4月1日に21年ぶりに改定し、従量料金の逡増度の緩和や基本水量の引き下げなど平均4.92%の料金値下げを行いました。

(従量料金最高単価：500円/m<sup>3</sup>→385円/m<sup>3</sup>)

## ■現行料金表

用途	口径	基本料金		従量料金(1月につき)				
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	13	5m <sup>3</sup> まで	800円	5m <sup>3</sup> を超え 8m <sup>3</sup> まで 50円/m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで 145円/m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 265円/m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 295円/m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup> を超え 超える部分 385円/m <sup>3</sup>
	20		1,160円					
	25		1,430円					
	40		4,800円	1m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで 230円/m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで 265円/m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで 295円/m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup> を超え 超える部分 385円/m <sup>3</sup>	
	50		8,600円					
	75		17,500円					
	100		28,000円					
	150		61,500円					
200		95,200円						
浴場用		150m <sup>3</sup> まで 10,600円	150m <sup>3</sup> を超える部分 95円/m <sup>3</sup>					
船舶用			230円/m <sup>3</sup>					
臨時用			385円/m <sup>3</sup>					

備考

- 1 一般用とは、浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 浴場用とは、一般公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 臨時用とは、工事その他一時的な用に供するものをいう。

### (3) 水道料金の現状

一般用の令和元年と令和2年の8月における有収水量及び水道料金収入を比較すると、有収水量はコロナ禍により一般家庭を中心に伸びたことから（下記①の最下段青字部分）、トータルで33,555m<sup>3</sup>（下記①の右下緑字）増えている。

一方、水道料金収入は従量料金の単価が低い区分での増収（下記②の最下段青字部分）よりも単価が高い区分での減収（下記②の最下段赤字部分）が大きいため、トータルで445万円（下記②の右下緑字）の減収となっている。

#### ◆令和元年と令和2年の8月における有収水量（従量料金区分）の増減【①】

（単位：m<sup>3</sup>）

用途	口径	従量料金区分（R2-R1）					合計
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	
一般用	13	953	6,058	2,318	114	△796	8,647
	20	15,250	34,535	15,116	5,537	△1,367	69,071
	25	△27	11	△158	△582	△586	△1,342
	40	△147	△455	△453	△485	△8,532	△10,072
	50	△405	△916	△689	△1,554	△26,267	△29,831
	75	△90	△68	△80	△70	△5,338	△5,646
	100	10	△20	△20	△40	△539	△609
	150	0	0	0	0	3,337	3,337
	200	0	0	0	0	0	0
合計		15,544	39,145	16,034	2,920	△40,088	33,555

#### ◆令和元年と令和2年の8月における水道料金収入（従量料金区分）の増減【②】

（単位：千円）

用途	口径	従量料金区分（R2-R1）					合計
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	
一般用	13	153	878	614	34	△306	1,373
	20	311	5,008	4,006	1,633	△526	10,432
	25	△2	2	△42	△172	△226	△440
	40	△33	△105	△120	△143	△3,285	△3,686
	50	△93	△211	△183	△458	△10,113	△11,058
	75	△21	△16	△21	△21	△2,055	△2,134
	100	2	△4	△5	△12	△208	△227
	150	0	0	0	0	1,285	1,285
	200	0	0	0	0	0	0
合計		317	5,552	4,249	861	△15,434	△4,455